	項　　目	特　　記　　事　　項
一般共通事項	⑤ 建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取扱い	別表－１　　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第２条第５項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。 1　建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。 （１）土砂（流用）　場　所 工 事 名 受入時間　AM　：　～　PM　：　　また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。 （２）土砂（処分）　愛媛県の許可を受けた特定事業場等（下記参照） 【愛媛県HP】　特定事業場　：https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html 管理型処分場：https://www.pref.ehime.jp/h15700/meibo/sanpai_meibo.html （処分方法が"埋立"又は"管理型埋立"であり産業廃棄物の種類が"汚泥"の処分場に限る） 事業所名 受入時間　AM　：　～　PM　：　　また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。 2　建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。 （１）コンクリート　事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。 （２）アスファルト・コンクリート塊　事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。 （３）建設発生土　事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。 （４）建設汚泥　事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。 （５）廃プラスチック　事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。 （６）がれき類　事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。 （７）ガラス・陶磁器類　事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。 （８）混合廃棄物　事業所名 営業時間 また、運搬距離は　　ｋｍを見込んでいる。 ※　左記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。 ※　上記１の（２）で積算上見込んでいる場所と２については、受注者の提示する場所と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りではない。 5.（再生資材、建設発生土の利用） （１）受注者は、別表－２の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。また、建設発生土の指定場所への搬入、再利用もおこなうこと。 （２）再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【（公社）日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。 なお、適正な品質が確保できない場合及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。 別表－２

	規模	使用箇所
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０mm又は１３mm （再生加熱アスファルト混合物）	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０mm又は１３mm （再生加熱アスファルト混合物）	中間層、基層に使用する。 （中間層で当分の間供用する場合には使用しない。）
	アスファルト安定処理 （再生加熱アスファルト混合物）	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。
再生骨材	再生粒調砕石（ＲＭ－２５）	上層路盤工等路盤材料に使用する。
	再生砕石（ＲＣ－４０）	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。
	再生砕石	道路の路盤に使用する。
	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。

6.（再生資源（促進）計画書及び実施書）
1）受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
2）受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。
3）受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。
4）受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後５年間保存すること。
5）受注者は、土砂を再資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付すること。
6）受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
7）受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第６項で行った確認結果を委託した搬出者に対して法令等に基づいて通知しなければならない。
8）受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

7.（再資源化等報告書）
受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法　第18条第1項の規定に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用（促進）実施書とする。
（１）再資源化等が完了した年月日　　（２）再資源化等をした施設の名称及び所在地　　（３）再資源化等に要した費用

下記資材の再資源化を積極的に図ること。
1）施工計画書を作成し、建築副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。
2）再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、最終処分とすることができる。
3）産業廃棄物広域認定制度により認定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。
4）新築時の端材は、原則として広域認定制度による製造所等への搬入に努め再資源化を図る。
5）解体材についても広域認定制度の認定製造所等と協議し、再資源化に努める。
6）特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。

資材名	再生方法	備考
塩化ビニル管	広域認定制度	
塩ビライニング鋼管	塩化ビニル管・継ぎ手協会	
鋼管など金属類	再資源回収業者等	
ダクトなどの金属類	再資源回収業者等	
配管・ダクトなどの吊り材等	再資源回収業者等	
グラスウール・ロックウール	広域認定制度	

	6. 機　　材 （保温材・緩衝材・塗料・接着剤等）	イ）本工事に使用する設備機材等は設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし同等品以上とする場合は、監督員の承諾を受ける。 ロ）化学物質を発散する建築材料等 居室を有する建築物の工事を行う場合は、ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆の建築材料の使用を原則とし、かつ、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、ダイアジノン、フェノルカルブ、パラジクロロベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの13物質を発散する材料の使用を可能な限り制限する。

	項　　目	特　　記　　事　　項
一般共通事項	7. 監督職員事務所	・　設けない　　・　設ける　　m^2　程度
	8. 技能士の適用	・配管施工（配管工事）　・熱絶縁施工（保温工事）　・建築板金施工（ダクト製作及び取付け） ・冷凍空気調和機器施工（チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付け及び整備）
	⑨ 工事用電力、水、その他（諸官庁等への手続き）	工事用電力　　構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　⊙利用できない 工事用水　　構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　⊙利用できない 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な諸手続きを遅滞なく行う。
	⑩ 工事用仮設物	構内につくることが　・　できる　⊙　できない
	11. 土工事	イ）埋戻し土は　※　根切り土の良質土　・山砂の類 ロ）建設発生土は　・　構外に搬出し適切に処理（約　　km）　※ 構内敷きならし　・　構内堆積
	12. 再生資材の利用	工事受注者は、資材の使用に際し、※　再生砂（管路の埋め戻し材料）　・　再生砕石（構造物の基礎材）を使用すること。
	⑬ 施工中の安全確保及び環境保全	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。 建設工事公衆安全防止対策要綱に基づき設置する「工事標示板」及び車両交通対策又は歩行者対策を行う 際に用いる「工事用バリケード」は木製とする。
	⑭ 火災保険等及び住宅瑕疵担保責任の履行	適用範囲　　監督員と協議のこと 保険の種類　・火災保険　・建設工事保険　・組立保険 保険期間　　・工事着手から工事目的物引き渡しまで （住宅瑕疵担保責任の履行） ・建築工事の工事代金には、各設備工事の費用を含む額の住宅建設瑕疵担保責任保険の加入費用を見込んでいるので、当保険へは、建築工事業者と各設備業者が連名で加入すること。
	⑮ 工事写真	画像形式等は、フォーマット：ＪＰＥＧ、画質：標準、画像サイズ：1024×768ピクセル程度とする。
	⑯ 完成時の提出図書	標準仕様書による完成図及び保全に関する資料、並びに工事写真を提出する。 （作成方法「電子納品及び電子検査に関する特記仕様書」参照） 完成図は、2折製本1部を提出する。 なお、完成図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲する。
	17. 総合調整	下記項目の総合調整を行ない測定表を監督員に提出する。（　　部） ・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度の測定　・騒音の測定 ・室内気流及びじんあいの測定　・浄化槽の放流水水質　・飲料水の水質の測定　・雑用水の水質の測定 測定箇所等は監督員の指示による。
	18. 説明書等	監督職員と協議の上、設置機器類及び一連の装置等の取扱い要領を記載した説明書等を作成する。
	19. 図形表示	機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。
	20. 容量等の表示	イ）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。 ロ）機器類の能力、容量等は、原則として表示された値以上とする。
	21. 負担金等（消費税抜き）	・給水引込負担金（加入金及び納付金等を含む）（・本工事　・別途）　　円 ・ガス引込負担金　　（・本工事　・別途）　　円 ・下水道等接続負担金　　（・本工事　・別途）　　円
	22. 電線類	ＥＭ電線で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 記号：EM-OCT　JCS4512　「600Ｖ耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」
	23. 機器付属の制御盤	標準仕様書によるほか下記による。 ・運転ブロック図に適合するものとする。 ・ボイラー及び冷温水機等の付属盤の始動スイッチ二次側に、煤煙濃度計用の電源端子を設ける。 接点及び端子は、標準仕様書を　　※適用する　・機器表特記による インバーター用の制御及び操作盤は、標準仕様書を　※適用しない　・機器表特記による
	24. 塗装	下記の箇所の配管、ダクト（ダクト構成部材含む）、電線管及び支持金物の塗装を行う。 ・塗装箇所（　　）
	25. 保温	イ）床下、暗渠内、屋外露出及び浴室、厨房等の多湿個所の保温材でポリスチレンフォーム保温材とあるものは同じ施工種別のグラスウール保温材を使用する。 ロ）保温材の種類で、ロックウール、グラスウール又はロックウール、グラスウール、ポリスチレンフォームを選定できる場合の保温材は、特記なき場合はグラスウール保温材とする。 ハ）冷媒管の保温外装は　屋内露出　・　合成樹脂カバー　・　保温化粧ケース 屋外露出　・　ステンレス鋼板　・　保温化粧ケース 屋内保温化粧ケースの材質は　※ 耐候処方樹脂製 屋外保温化粧ケースの材質は　・ 耐候処理樹脂製 ・ AL合金製 ・ 鋼板製 ・ SUS鋼板製　・高耐食溶融亜鉛メッキ鋼板 ニ）全熱交換器用の　給気ダクト（・ 外気側 ・ 室内側）は、保温(25mm厚)する。 ホ）厨房用排気ダクトの断熱（隠ぺい部）　・　ｈ(イ)Ｘ　　・　行わない
	26. 絶縁継手	※絶縁フランジ　・標準図（施工３）による。
	27. 防振継手	※ベローズ形(SUS)　・ポリテトラフルオロエチレン製（３山）　・合成ゴム製（球形）
	28. 伸縮継手	※ベローズ形　　・スリーブ形
	29. 弁類	ステンレス管に使用するバルブは５０Ａ以下は青銅製、６５Ａ以上はステンレス製を使用する。
	30. 埋設表示	標準仕様書によるほか標準図（機材　２）により図示の箇所に設ける。
	31. はつり工事（補修など）	既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 施工に伴い既成部分を汚染、損傷した場合は、既成に倣い補修する。
	32. 支持金物・固定金具	ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナット類はステンレス製(SUS304)とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等は、ステンレス製(SUS304)又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。
	33. 配管の建物導入部	（・ 給水　・ ガス　・ 油　・ 排水）配管の変位吸収方法は、標準図（施工４、５ ・（a）・（b）・（c））による。
	34. 異種管の接続	標準図（施工３）による。設置箇所は図示による。
	35. 電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載無く特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

一級建築士　第344115号　高橋泰尚